

2021（令和3）年度

くにたちの学校給食

“安全でバランスのとれたおいしい給食を楽しく”



国立市教育委員会

国立市立学校給食センター

《 目 次 》

1. はじめに	2
2. 学校給食センターの概要	2
3. 令和3年度事業計画	3
4. 組織	5
(1) 教育委員会	
(2) 給食センター職員構成	
5. 学校給食センター運営審議会	5
6. 専門委員会等	6
(1) 学校給食献立作成委員会	
(2) 学校給食用物資納入登録業者選定委員会	
(3) 給食主任会	
(4) 国立市立学校給食センター衛生委員会	
7. 令和3年度学校給食年間予定表	7
8. 国立市の学校給食の沿革	7
9. 国立市（国）の学校給食摂取基準	8
10. 学校用給食物資の購入について	8
(1) 食材の購入についての考え方	
(2) 主な食材の購入	
(3) 地場（市内産）産野菜の導入	
11. 納入物資の検査について	10
12. 衛生管理	11
13. アレルギー等について	11
(1) アレルギー等、疾病の対応について	
(2) 牛乳アレルギーの対応	
14. 令和2年度試食会	12
15. 給食調理残渣・残飯等（生ごみ）の堆肥化事業	13
16. 学校給食費調べ（令和3年度当初予算）	15
17. 学校給食費	15
(1) 学年別給食費	
(2) 令和2年度学校給食費収支決算額	
(3) 給食費納入方法	
18. 調理機器一覧表・厨房機器配置図	17
19. 年 表	20
20. 条例、規則等資料	25
国立市立学校給食センター設置条例	
国立市立学校給食センター設置条例施行規則	
国立市立学校給食センターの給食費に関する規則	
国立市立学校給食センター運営審議会規則	
学校給食献立作成委員会規程	
学校給食用物資納入登録業者選定委員会規程	
給食主任会規程	
国立市立学校給食センター衛生委員会等事務取扱要綱	
学校給食法	
食育基本法	

1. はじめに

学校給食法は、昭和 29 年に制定され、目的では、学校給食が「国民の食生活の改善に寄与するもの」とされていました。

その後、平成 17 年の食育基本法の成立などによって、食育への関心が高まり、学校給食法は平成 20 年 6 月に 54 年ぶりに改正され、平成 21 年 4 月から施行されています。

新たな目的では、学校給食が「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」とし、現代の児童及び生徒の食をめぐる状況の変化や食生活、食習慣の改善の必要性を踏まえたものとなっています。

主には、学校給食の目的及び目標が見直され、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることとしています。さらに、学校給食の実施及び衛生管理について、国が基準を定めることを法律に明記したことも重要なことでした。

学校給食の目標（学校給食法より）

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2. 学校給食センターの概要

国立の学校給食は、第一給食センターと第二給食センターによるセンター方式で運営しています。

国立市立学校第一給食センター(小学校対象)		国立市立学校第二給食センター（中学校対象）	
① 開 所	1968 年（昭和 43 年）9 月	① 開 所	1976 年（昭和 51 年）1 月
② 担 当 校	市立小学校 8 校	② 担 当 校	市立中学校 3 校
③ 実施食数	約 3,500 食	③ 実施食数	約 1,500 食
④ 年間基準日数	194 日（1 年生は 182 日）	④ 年間基準日数	181 日
⑤ 敷地面積	1,628.19 m ²	⑤ 敷地面積	1,483.66 m ²
⑥ 建物面積	960.98 m ²	⑥ 建物面積	728.26 m ²

3. 令和3年度事業計画

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもので、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことから、義務教育学校の教育の目的を実現するため、給食の実施に当たっては引き続き内容の充実を目指します。

主要施策

1. 食の安全安心の確保

(1) 良好、安全な食材の調達

食品衛生法、日本農林規格に関する法律等の諸規制に適合し、基本的に国内産原料または国内生産のもので、食品添加物、遺伝子組換え及び農薬の使用を極力抑えたものの調達に努めます。

また、地場野菜の取入れを推進し、残留農薬や細菌等の細菌検査を実施し、良好で安全な食材の調達に努めます。

(2) 放射能への対応

放射能検査を実施するとともに、調理においては汚染の低減が期待できる丁寧な洗浄に努めます。

(3) 給食の充実

次の事項に配慮し給食の充実に努めます。

- ①適切な栄養摂取
- ②旬の食材の使用
- ③米飯給食の拡大
- ④児童及び生徒の嗜好にあった献立
- ⑤苦手な食材の克服や給食ならではの献立

(4) 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーによる事故を防止するために、学校と連携を図り、保護者に対してはアレルギー物質の包含や含量が把握できる資料の提供に努めます。

(5) 衛生管理の徹底

食中毒による事故を防止するために、学校給食法の学校給食衛生管理基準に基づく施設及び設備、調理の過程等、衛生管理体制に係る衛生管理、日常及び臨時の衛生検査の徹底に努めます。

2. 食育の推進

(1) 食に関する理解の促進

毎月定例的に送付している旬の野菜や特別な献立内容の紹介、食による健康管理などを記した献立メモの内容の充実を図り食に関する理解の推進に努めます。

(2) 学校との連携

栄養や給食に係る食育授業の実施や残菜集計データの提供に努めます。

3. 円滑な運営管理の実施

(1) 給食費徴収事務

給食費の未納は、食材の購入や献立内容にも影響し結果的に児童生徒に影響が及ぶとともに、給食費を納めていただいている他の保護者との間に不公平が生じることとなるので、給食費の徴収の徹底に努めます。

(2) 各種委員会の運営

学校給食の管理運営の充実のために各種委員会の円滑な運営に努めます。

- ① 学校給食センター運営審議会：6回開催予定
- ② 学校給食献立作成委員会：11回開催予定
- ③ 学校給食用物資納入登録業者選定委員会：11回開催予定
- ④ 給食主任会：2回開催予定
- ⑤ 国立市立学校給食センター衛生委員会：毎月開催予定

(3) 安全管理の徹底

労働基準監督署の指導に基づく労働安全衛生組織の構築を進めるとともに災害の防止に努め、調理場内における危険個所の改善などに努めます。

(4) 施設設備の維持、改善

- ① 施設設備の不具合により給食の提供に支障が生じないように施設の維持、改善に努めます。
- ② 施設老朽化に伴い、新施設の機能や運営面のあり方についての整理等、引き続き施設更新に向けた取り組みを進めます。

課題

1. 未納給食費の徴収

過年度にわたる未納の給食費の徴収に努めるとともに、特に現年度の徴収強化に向けて体制を整えて参ります。

2. 施設整備について

武蔵村山市が平成22年度、立川市が平成25年度、狛江市が平成27年度、府中市福生市、東大和市が平成29年度に稼働するなど、他市においても老朽化した給食センターの建て替えが進んでいる状況にあります。国立市では平成28年11月に国立市立学校給食センター整備基本計画を策定後、建設用地の確保及び土地履歴調査を実施し令和元年度においては、新施設の機能や運営面のあり方等を整理し、施設更新に向けて取り組み、整備事業方針を取りまとめました。令和2年度においては、整備事業方針に則りPFI事業者の募集及び評価・選定を進めました。令和3年度においては、SPC事業者との契約、また、新給食センターの工事着手に向け、事業者と協議を重ね基本設計、実施設計を進めていきます。

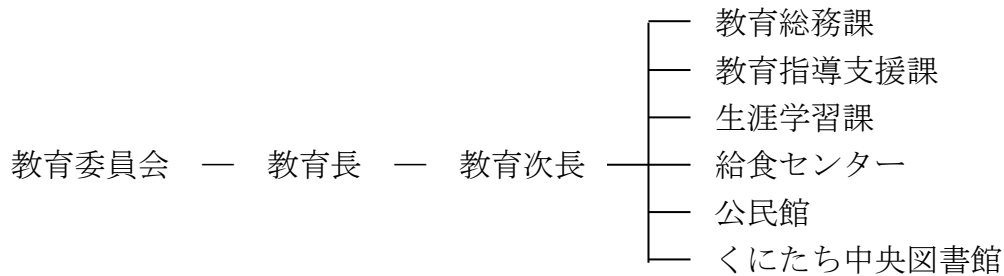
3. 給食費の改定について

給食費の改定については、令和2年4月1日に実施しました。今後も社会情勢の変化に対応し、学校給食の質の維持を図っていくため、一定期間毎に給食費改定について検討をしていきます。

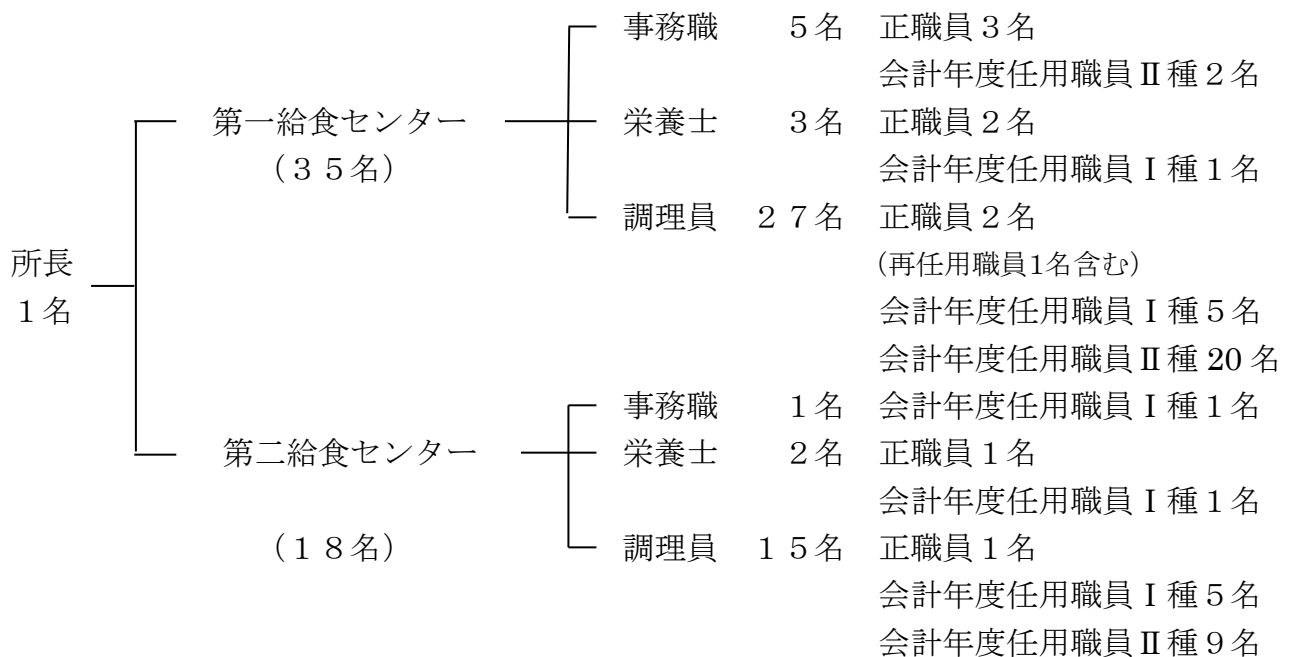
※以下、明記ない場合は令和2年度実績の記述です。

4. 組織

(1) 教育委員会



(2) 給食センター職員構成 (令和3年4月1日現在)



※ 給食配膳員 (会計年度任用職員Ⅱ種29名) ———小・中学校各校に2～3名
ずつ配置

5. 学校給食センター運営審議会

目 的 等：学校給食に関する管理運営事項を審議し決定したことを教育委員会に答
申する。

会議開催：年6回

委員構成：市立学校長代表 1名
市立学校給食主任代表 1名
市立学校食育リーダー代表 1名
市立学校保護者代表 11名 (各校1名)
市立学校医代表 1名
市立学校薬剤師代表 1名
学識経験者 若干名

6. 専門委員会等

(1) 学校給食献立作成委員会

目 的 等：学校給食をより充実するため、調査、研究を行い、学校給食の献立に役立てる。

会議開催：8月を除き毎月1回

委員構成：市立学校長	1名
市立学校給食主任	11名（各校1名）
市立学校保護者	11名（各校1名）

(2) 学校給食用物資納入登録業者選定委員会

目 的 等：学校給食用物資納入登録業者の審査、選定を行い、かつ、物資及び購入方法等の調査、研究を行う。

会議開催：7月を除き毎月1回

委員構成：市立学校長	1名
市立学校給食主任	2名
市立学校保護者代表	11名（各校1名）

(3) 給食主任会

目 的 等：給食の目的を達するため、教育委員会と各学校との連絡協議及び調査、研究を行う。

会議開催：年2回

委員構成：市立学校給食主任	11名（各校1名）
---------------	-----------

(4) 国立市立学校給食センター衛生委員会

目 的 等：労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策などの重要事項について調査審議を行う。

会議開催：毎月

委員構成：統括管理者	1名
安全管理者	1名
衛生管理者	1名
産業医	1名
労働安全又は衛生に関連する職にある職員	2名
職員団体又は職員の半数を代表する者が推薦する職員	4名

7. 令和3年度学校給食年間予定表

学期 学校	1 学 期	2 学 期	3 学 期
	開 始～終 了	開 始～終 了	開 始～終 了
第一小学校	4/8～7/19	8/30～12/23	1/12～3/22
第二小学校	4/8～7/19	8/30～12/23	1/12～3/23
第三小学校	4/8～7/16	8/31～12/22	1/13～3/18
第四小学校	4/9～7/19	9/1～12/23	1/12～3/23
第五小学校	4/8～7/19	8/30～12/22	1/12～3/22
第六小学校	4/8～7/19	8/30～12/23	1/12～3/22
第七小学校	4/9～7/16	8/31～12/22	1/12～3/22
第八小学校	4/8～7/16	8/30～12/23	1/12～3/23
第一中学校	4/9～7/19	8/30～12/23	1/12～3/24
第二中学校	4/9～7/19	8/30～12/23	1/12～3/23
第三中学校	4/9～7/19	8/30～12/23	1/12～3/17

※給食実施基準日数

〔 小学校 194日
中学校 181日

※ 給食実施可能日数

〔 小学校 197日
中学校 194日

8. 国立市の学校給食の沿革

昭和36年1月に町立第一小学校で自校方式による学校給食が始められた。

昭和41年9月に学校給食の早期実現を望む19,000名に及ぶ署名請願が町議会に出され、各校方式かセンター方式かの論議の末、昭和42年11月に小、中学校同時にセンター方式で学校給食を実施することが決定された。

翌昭和43年1月に給食センター建設に着手、9月9日に小中学校7校（当時小学校5校、中学校2校）5,400食を対象に完全給食が実施された。

同時に第一小学校で実施されていた給食は、センター方式に合併された。

その後、児童生徒の増加により隣接地に第二給食センターを建設し昭和51年1月12日から3校（三小、七小、一中）2,616食を対象に給食を実施した。

昭和52年9月に児童と生徒の栄養基準量の違いから、第一給食センターを小学生、第二給食センターを中学生対象とし、現在に至っている。

1日目の献立

第一給食センター（昭和43年9月）	第二給食センター（昭和51年1月）
・牛乳 ・コーヒーパーン ・シュルマカロニイタリアン ・プリン ・フルーツドレッシング	・肉うどん ・ヨーグルト ・サラダ

9. 国立市（国）の学校給食摂取基準

児童・生徒1人1回当たり

項 目	小学1・2年生	小学3・4年生	小学5・6年生	中 学 生	備 考
エネルギー (kcal)	530	650	780	830	
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%				
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%				
ナトリウム (g)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満	
カルシウム (mg)	290	350	360	450	
鉄 (mg)	2	3	3.5	4.5	
ビタミンA (μ gRAE)	160	200	240	300	
ビタミンB1 (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5	
ビタミンB2 (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6	
ビタミンC (mg)	20	25	30	35	
食物繊維 (g)	4以上	4.5以上	5以上	7以上	
マグネシウム (mg)	40	50	70	120	
亜鉛 (mg)	2	2	2	3	配慮基準

10. 学校用給食物資の購入について

(1) 食材の購入についての考え方

食材は、公益財団法人東京都学校給食会、東毛酪農業協同組合及び物資納入登録業者から購入しています。

食品衛生法、日本農林規格に関する法律等の諸規制に適合し、基本的に国内産原料または国内生産・加工のもので、食品添加物、遺伝子組換え及び農薬の使用を極力抑えたものの購入に努めています。

なお、物資納入登録業者からの購入は、国立市学校給食用物資納入基準書に基づき購入しています。

(2) 主な食材の購入

①パン、麺類、一部調味料

公益財団法人東京都学校給食会から購入しています。

パンは、東京都学校給食会指定のパン業者から各学校へ直送しています。

小学校：イチマツ食品（あきる野市）、中学校：竹島製パン（八王子市）

②牛乳

東毛酪農業協同組合から低温殺菌のビン牛乳を各学校へ直送しています。

③米

民間流通米、特別栽培米を使用し、給食センターで炊飯して各学校へ配送しています。

④その他おかず等一般食材

献立作成委員会で決定された献立内容に基づいた見積書を作成し、登録している業者へ見積書を配布します。

登録業者から出された見積書、現物見本により、物資納入業者選定委員会の中での入札で決定しています。

物資納入登録業者：令和3年度～令和4年度（2カ年）

地域別登録業者数

地域別	市内	他市町	区部	他県	計
業者数	2	2 2	4	4	3 2

業種別登録業者数

業 種	米・パン・めん類	野菜・果物	魚介類	食肉類	牛乳・乳製品	その他（総合）	計
業者数	8	4	3	3	2	1 2	3 2

（３）地場産（市内産）野菜の導入

地場産野菜の導入は、平成16年3月から開始しました。

令和2年度の地場野菜の供給量は約15,326kgで、全野菜使用量の17.77%となりました。

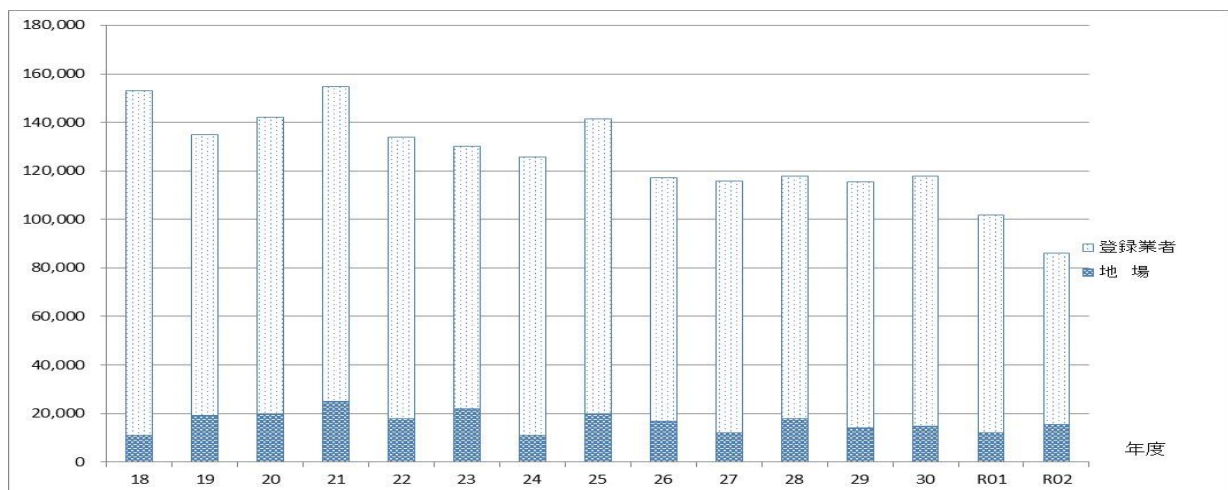
地場野菜は、気候や生産量の影響を受けますが、今後も、地元生産者やNPO法人「地域自給くにたち」と連携して、農薬などをできるだけ使用しない安心して食べられる新鮮な野菜類の導入を積極的に進めていきます。

野菜使用量

（単位：Kg）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
地 場	8,006	10,857	19,333	19,757	24,965	17,958	21,800	10,889
登録業者	141,429	142,137	115,553	122,235	129,612	115,871	108,318	114,985
計	149,435	152,994	134,886	141,992	154,577	133,829	130,118	125,874

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
地 場	19,923	16,815	12,188	17,842	14,099	14,731	12,142	15,326
登録業者	121,513	100,243	103,533	100,036	101,482	102,966	89,584	70,934
計	141,436	117,058	115,721	117,878	115,581	117,697	101,726	86,260



地場野菜等使用量

第一給食センター

品目	使用量 (kg)
キャベツ	2,596
ジャガイモ	517
大根	1,885
玉ねぎ	2,384
長ねぎ	1,378
人参	405
白菜	1,426
ほうれん草	218
米	490
里芋	454
小松菜	88
計	11,841

第二給食センター

品目	使用量 (kg)
キャベツ	1,142
ジャガイモ	337
大根	494
玉ねぎ	631
長ねぎ	335
なす	36
人参	96
ほうれん草	95
親芋	200
白菜	516
米	137
とうもろこし	215
里芋	69
梨	50
小松菜	9
計	4,362

※上記は野菜以外の食材（親芋・米・梨）も含みます。

11. 納入物資の検査について

①病原性大腸菌O-157 検査

110 検体

7月を除く毎月、肉類、野菜類、魚類、加工品等の中から10品目程度を選び出し、病原性大腸菌O-157の検査を実施しています。

②細菌等検査

65 検体（農薬関係 8 検体、細菌関係 40 検体、金属関係 5 検体、食器類 12 検体）

(2) 牛乳アレルギーの対応

牛乳アレルギー等の理由により飲用牛乳を飲まない場合は、学校長を通じて申し出をしてください。学校長の承認を得た場合には給食から飲用牛乳を除きます。

保護者の方から学校に申し出ていただきます。

保護者 → 学校（校長・副校長・担任・給食主任・養護教諭）→ 給食センター

① 申出書は学校にあります。（クラス担任か給食主任にお尋ねください。）

② 必要事項をご記入のうえ、学校に提出してください。

③ 申出を基に学校を通じて申請があった場合は、牛乳代金は翌年度の5月中に精算のうえ返金します。

14. 令和2年度試食会

(1) 小学校（第一給食センター）

試食会数：4回

会 場：学校（0回）、第一給食センター（4回）

試食区分：低学年用（1回）、中学年用（0回）、高学年用（3回）

実施校等：第一小学校（0回）、第二小学校（0回）、第三小学校（0回）、
第四小学校（0回）、第五小学校（0回）、第六小学校（0回）、
第七小学校（0回）、第八小学校（0回）、その他（0回）

参加者数：7人

アンケート回収数：7人（回収率 100%）

アンケートの結果

① 味について（主食）

おいしい：	5人（71.4%）	ちょうど良い：	2人（28.6%）
まずい：	0人（0.0%）	無記入：	0人（0.0%）

② 味について（副食）

おいしい：	7人（100%）	ちょうど良い：	0人（0.0%）
まずい：	0人（0.0%）	無記入：	0人（0.0%）

③ 全体の量について

多い：	0人（0.0%）	ちょうど良い：	5人（71.4%）
少ない：	2人（28.6%）	無記入：	10人（2.6%）

④ 献立の組合せについて

良い：	5人（71.4%）	普通：	2人（28.6%）
悪い：	0人（0.0%）	無記入：	0人（0.0%）

⑤ 本日の食器（箸・スプーン・フォーク）について

食べやすい：	7人（100%）	食べにくい：	0人（0.0%）
無記入：	0人（0.0%）		

⑥ 材料の切り方について

良い：	5人（71.4%）	悪い：	1人（14.3%）
無記入：	1人（14.3%）		

(2) 中学校（第二給食センター）

試食会数：3回

会 場：学校（0回）、第二給食センター（3回）

実 施 校：第一中学校（0回）、第二中学校（0回）、第三中学校（0回）

参加者数：6人

アンケート回収数：6人（回収率 100%）

アンケートの結果

① 味について（主食）

おいしい：	6人（100%）	ちょうど良い：	0人（0.0%）
ま ず い：	0人（0.0%）	無 記 入：	0人（0.0%）

② 味について（副食）

おいしい：	6人（100%）	ちょうど良い：	0人（0.0%）
ま ず い：	0人（0.0%）	無 記 入：	0人（0.0%）

③ 全体の量について

多 い：	3人（50.0%）	ちょうど良い：	2人（33.3%）
少 な い：	0人（0.0%）	無 記 入：	1人（16.7%）

④ 献立の組合せについて

良 い：	6人（100%）	普 通：	0人（0.0%）
悪 い：	0人（0.0%）	無 記 入：	0人（0.0%）

⑤ 本日の食器（箸・スプーン・フォーク）について

食べやすい：	6人（100%）	食べにくい：	0人（0.0%）
無 記 入：	0人（0.0%）		

⑥ 材料の切り方について

良 い：	6人（100%）	悪 い：	0人（0.0%）
無 記 入：	0人（0.0%）		

※評価の回答人数については、一部、評価内容に応じて按分し集計しています。

15. 給食調理残渣・残飯等（生ごみ）の堆肥化事業

給食センターでは、食品残渣の有効な再利用を図り、循環型社会の構築を目指し、民間業者へ生ごみの堆肥化を委託しています。

生産された堆肥は、必要に応じて学校の花壇等で活用しています。

(kg)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度
残渣・残飯等搬出量	86,518	85,248	87,229	83,333	80,531	75,942	71,363

小・中学校残菜量

学校		小学校			中学校		
学期		一学期	二学期	三学期	一学期	二学期	三学期
2 4 年度	供 給 量 (kg)	132,791	154,430	101,339	65,608	65,024	46,953
	残 量 (kg)	17,248	18,328	13,385	12,219	10,697	7,991
	残 食 率 (%)	13.0	11.9	13.2	18.6	16.0	17.0
	年間残食率 (%)	12.0			14.5		
2 5 年度	供 給 量 (kg)	135,843	153,320	100,249	66,694	74,409	47,443
	残 量 (kg)	18,097	18,621	11,244	9,646	11,249	7,362
	残 食 率 (%)	13.3	12.1	11.2	14.5	15.1	15.5
	年間残食率 (%)	12.4			14.4		
2 6 年度	供 給 量 (kg)	133,182	142,667	98,931	64,501	71,308	43,547
	残 量 (kg)	16,481	16,498	10,559	9,148	9,938	5,737
	残 食 率 (%)	12.4	11.6	10.7	14.2	13.9	13.2
	年間残食率 (%)	11.6			13.8		
2 7 年度	供 給 量 (kg)	123,767	137,425	98,555	60,929	71,294	43,107
	残 量 (kg)	16,388	16,588	10,857	7,558	8,954	5,585
	残 食 率 (%)	13.2	12.1	11.0	12.4	12.6	13.0
	年間残食率 (%)	12.2			12.6		
2 8 年度	供 給 量 (kg)	130,653	146,699	100,430	61,898	70,024	43,873
	残 量 (kg)	16,084	19,266	10,891	7,647	8,755	5,191
	残 食 率 (%)	12.3	13.1	10.8	12.4	12.5	11.8
	年間残食率 (%)	12.2			12.3		

29年度	供給量 (kg)	101,481	150,889	95,663	62,753	70,522	42,271
	残量 (kg)	14,869	19,003	10,700	6,751	7,514	4,986
	残食率 (%)	14.7	12.6	11.2	10.8	10.7	11.8
	年間残食率 (%)	12.8			11.0		
30年度	供給量 (kg)	129,809	150,951	93,295	60,303	67,414	41,346
	残量 (kg)	15,940	16,770	9,585	7,007	8,112	5,528
	残食率 (%)	12.3	11.1	10.3	11.6	12.0	13.4
	年間残食率 (%)	11.3			12.2		
令和元年度	供給量 (kg)	121,885	153,662	69,900	60,303	67,414	41,346
	残量 (kg)	14,638	18,007	8,160	7,007	8,112	5,528
	残食率 (%)	12.0	11.7	11.7	11.6	12.0	13.4
	年間残食率 (%)	11.8			12.2		
令和2年度	供給量 (kg)	74,547	185,324	99,089	37,754	80,522	36,643
	残量 (kg)	9,707	23,480	11,320	4,690	11,148	5,595
	残食率 (%)	13.0	12.7	11.4	12.4	13.8	15.3
	年間残食率 (%)	12.4			13.8		

16. 学校給食費調べ（令和3年度当初予算）

学校給食費総額	350,129 千円
内訳	
職員人件費等	78,485 千円
会計年度任用職員報酬等	114,601 千円
運営審議会運営費	1,217 千円
管理運営費	118,250 千円（光熱水費・修繕費・委託料・工事請負費・備品購入等）
新学校給食センター整備事業費	37,576 千円
（令和2年度学校給食費総額	335,115 千円 比較増減 15,014 千円増）

支出（給食材料購入）（単位：円）

品 名	支出額
主食購入代	30,421,627
副食購入代	136,527,461
牛乳購入代	43,557,383
調味料購入代	7,189,630
合 計	217,696,101

合 計（単位：円）

	金 額
収入合計	227,787,837
支出合計	217,696,101
差引残額	10,091,736

（３）給食費納入方法（令和３年５月３１日現在）

給食センターでは、便利な口座振替制度のご利用をお願いしています。

預金口座振替制度利用者：94%、納入通知書利用者：6%

納入手続き

○口座振替を利用する方

- ①「学校給食費預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預金通帳に使用した印鑑を押印し学級担任の先生へ提出してください。
- ②提出された依頼書は今後市立の小中学校在学中を通じて使用いたします。
- ③口座振替の中止、口座の変更・解約等は必ず給食センターへご連絡ください。

○口座振替を利用されない方

- ①納入通知書を発行しますので、「学校給食費預金口座振替依頼書」に学校名、氏名を記入し「納入通知書希望」と余白に記入して提出してください。

納入方法

○口座振替を利用する方

- ①教育委員会が各金融機関へ依頼し、指定された預金口座より引落いたします。（口座振替の方には納入通知書を発行しません。）
- ②残金残高の不足により給食費が引落できなかった場合は、引落できるまで各金融機関に毎月引落依頼をしますので預金不足にならないようお願いします。
- ③預金口座からの振替は毎月 22 日となります。
- ④振替日当日が、土、日曜、祝日にあたる場合は翌営業日が振替日になります。

○口座振替を利用されない方

- ①その月の 20 日までに、取扱金融機関の窓口へ納入通知書に現金をそえて納入してください。

○その他

- ①給食センターに来所され納入する方法と、手数料はかかりますが郵便払込取扱票による振込み方法がありますので、詳しくは給食センターまでお問い合わせください。

取扱金融機関（下記の金融機関、支店で取扱が可能です。）

金融機関	口座振替取扱支店	納入通知書取扱支店
多摩信用金庫	全支店	国立支店・北山支店・東立川支店
三菱ＵＦＪ銀行	全支店	国立支店
三井住友銀行	全支店	国立支店・立川支店
りそな銀行	全支店	国立支店
東京スター銀行	全支店	なし
東京みどり農業協同組合	国立支店・富士見台支店	国立支店・富士見台支店

給食費の日割計算について

次のような場合は、日割計算となります。

- ①転出、転入による転出入月の給食費は、その月に食べる回数に1食当たりの単価を乗じた額を納入していただきます。
- ②病気等保護者の届出により給食を受けない日が引き続き5日を超えた場合（土・日・祝日等、給食を提供しない日を除く）は、6日目より日割り計算となります。

※ 事前に学校まで届け出てください。

給食費の返還について

給食費の過誤納入の返還について

- ①口座振替の方は預金口座に振り込みます。
- ②納入通知書で納めている方については、現金で返還いたします。

就学援助制度について

- ①経済的にお困りの方は、教育総務課までご相談ください。

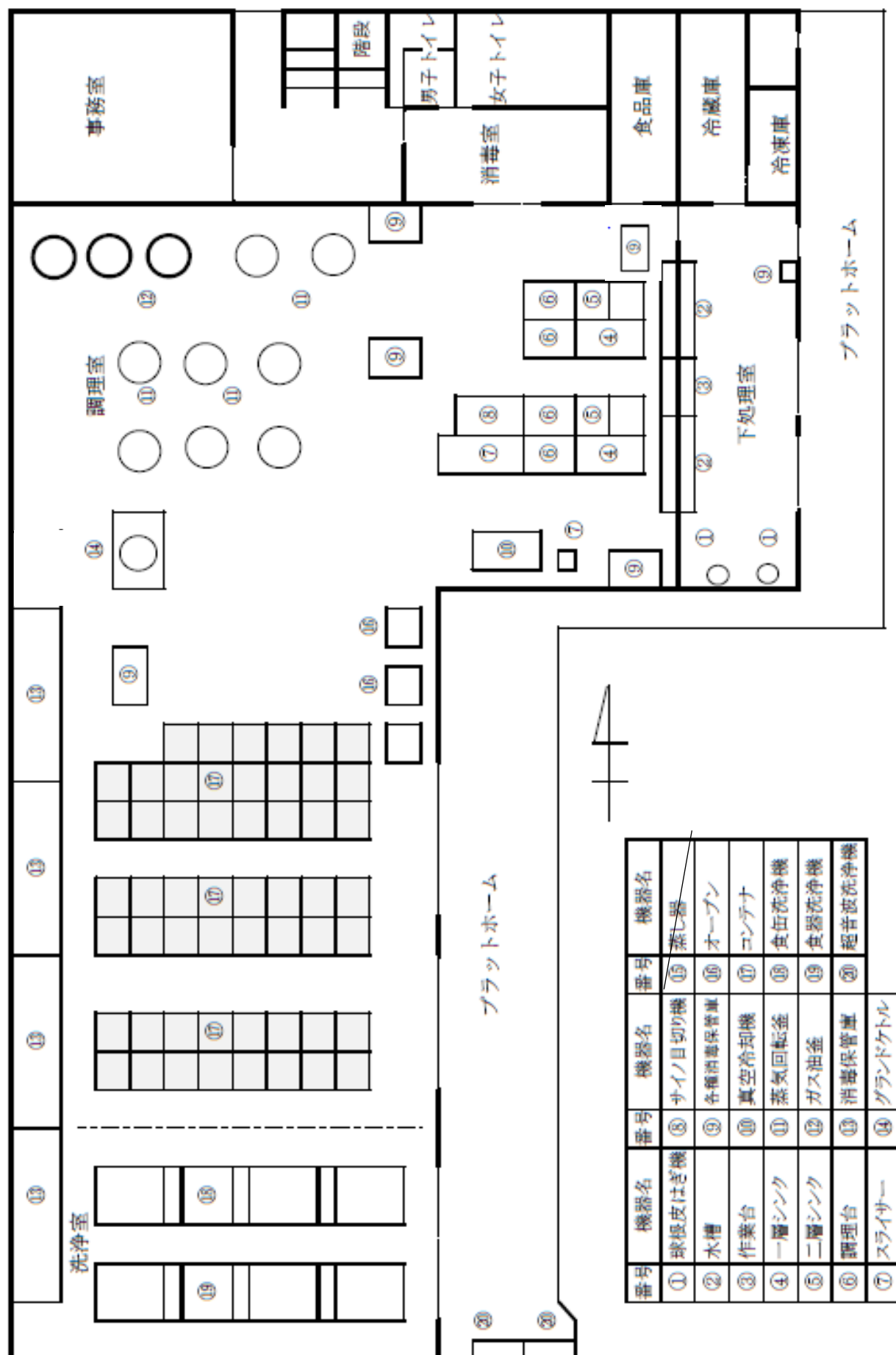
18. 調理機器一覧表・厨房機器配置図

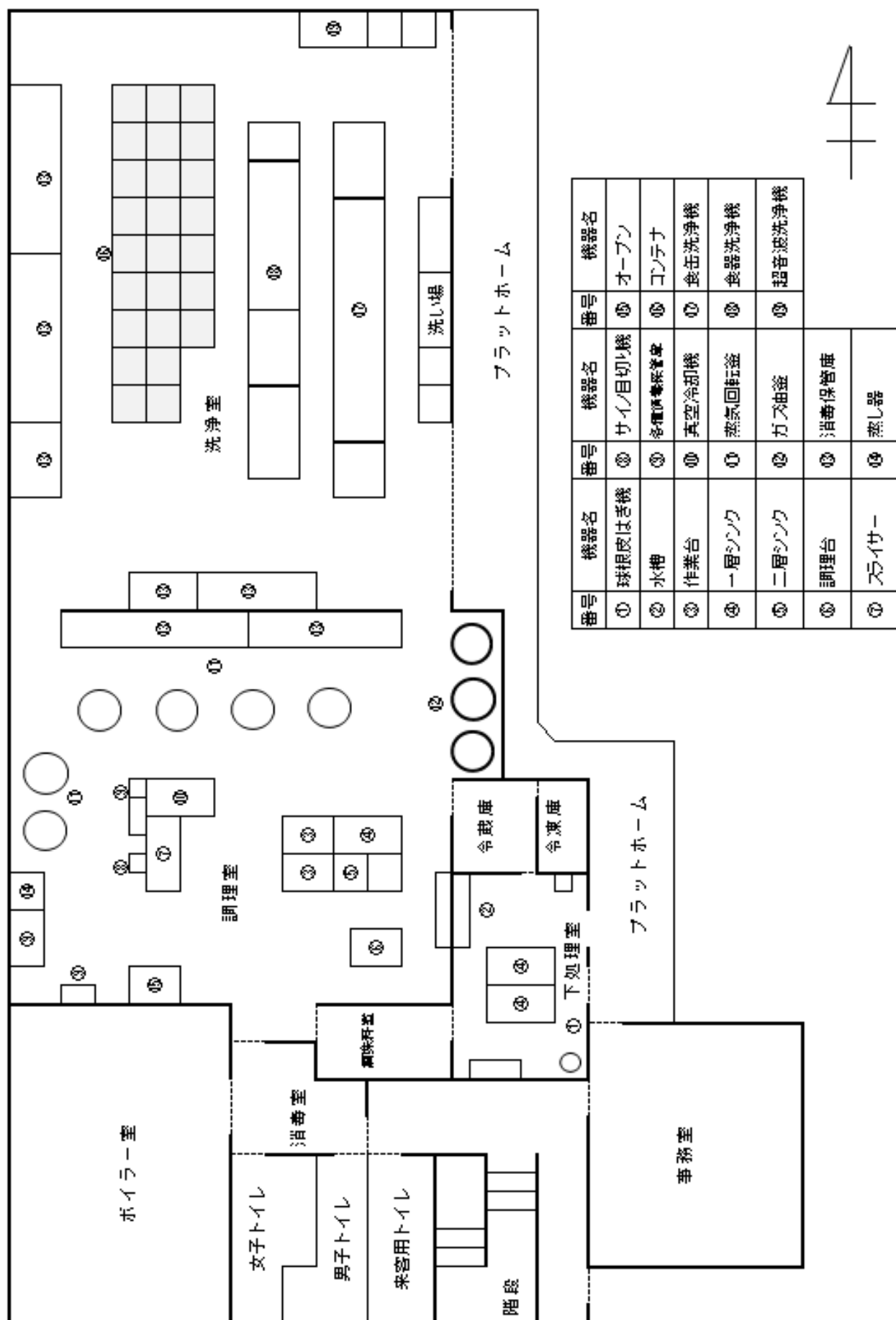
（１）主な調理機器等

調理機名	第一センター	第二センター	合計	調理機名	第一センター	第二センター	合計
蒸気回転釜	8	6	14	超音波洗浄機	2	1	3
ガス油釜	3	3	6	食缶消毒保管庫	2	3	4
グランドケトル	1	0	1	フードミキサー	1	2	3
蒸し器	0	1	1	フードカッター	2	1	2
スライサー	2	1	3	箸消毒保管庫	1	1	2
サイノ目切機	1	1	2	オープン	2	1	3
球根皮はぎ機	2	1	3	包丁まな板消毒保管庫	2	2	4
食器洗浄機	1	1	2	器具用消毒保管庫	2	1	3
食缶洗浄機	1	1	2	真空冷却機	1	1	2
食器消毒保管庫	2	2	4	洗米機	0	0	0
油濾過機	1	1	2				

(2) 厨房機器配置図

第一給食センター





19. 年 表

昭和36年 1 月	国立町立第一小学校で給食開始								
昭和41年 9 月	国立町公立学校 P T A 連絡協議会から国立町議会へ学校給食早期実施の請願書が出される								
昭和42年 1 月	国立市制施行								
6 月	国立市教育委員会に対し、学校給食実施について意見答申が求められる								
9 月	国立市教育委員会、国立市の学校給食について答申								
11月	国立市の学校給食を小中学校同時にセンター方式で実施することを決定								
昭和43年 1 月	給食センターの建設始まる								
9 月	小学校 5 校、中学校 2 校を対象に、完全給食実施。 同時に、第一小学校の自校方式給食は給食センターに合併される								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 低学年</td><td>8 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 高学年</td><td>9 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>1, 1 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 低学年	8 0 0 円 (月額)	小学校 高学年	9 0 0 円 (月額)	中学校	1, 1 0 0 円 (月額)		
小学校 低学年	8 0 0 円 (月額)								
小学校 高学年	9 0 0 円 (月額)								
中学校	1, 1 0 0 円 (月額)								
昭和45年 5 月	給食費改定								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 低学年</td><td>1, 0 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 高学年</td><td>1, 1 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>1, 4 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 低学年	1, 0 0 0 円 (月額)	小学校 高学年	1, 1 5 0 円 (月額)	中学校	1, 4 0 0 円 (月額)		
小学校 低学年	1, 0 0 0 円 (月額)								
小学校 高学年	1, 1 5 0 円 (月額)								
中学校	1, 4 0 0 円 (月額)								
昭和47年 9 月	アルマイト食器 (ボールと皿) を、ポリプロピレン食器 (ランチ皿と汁椀) に替える								
11 月	給食費改定								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 1、2 年生</td><td>1, 1 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 3、4 年生</td><td>1, 2 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 5、6 年生</td><td>1, 4 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>1, 6 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 1、2 年生	1, 1 0 0 円 (月額)	小学校 3、4 年生	1, 2 5 0 円 (月額)	小学校 5、6 年生	1, 4 0 0 円 (月額)	中学校	1, 6 0 0 円 (月額)
小学校 1、2 年生	1, 1 0 0 円 (月額)								
小学校 3、4 年生	1, 2 5 0 円 (月額)								
小学校 5、6 年生	1, 4 0 0 円 (月額)								
中学校	1, 6 0 0 円 (月額)								
昭和48年 11 月	隣接地に第二給食センター建設の素案を、理事者会で検討								
給食費改定									
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 1、2 年生</td><td>1, 4 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 3、4 年生</td><td>1, 6 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 5、6 年生</td><td>1, 8 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>2, 1 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 1、2 年生	1, 4 5 0 円 (月額)	小学校 3、4 年生	1, 6 5 0 円 (月額)	小学校 5、6 年生	1, 8 5 0 円 (月額)	中学校	2, 1 0 0 円 (月額)
小学校 1、2 年生	1, 4 5 0 円 (月額)								
小学校 3、4 年生	1, 6 5 0 円 (月額)								
小学校 5、6 年生	1, 8 5 0 円 (月額)								
中学校	2, 1 0 0 円 (月額)								
昭和50年 6 月	第二給食センター建設開始								
7 月	給食費改定								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 1、2 年生</td><td>1, 7 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 3、4 年生</td><td>2, 0 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 5、6 年生</td><td>2, 2 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>2, 5 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 1、2 年生	1, 7 5 0 円 (月額)	小学校 3、4 年生	2, 0 0 0 円 (月額)	小学校 5、6 年生	2, 2 0 0 円 (月額)	中学校	2, 5 0 0 円 (月額)
小学校 1、2 年生	1, 7 5 0 円 (月額)								
小学校 3、4 年生	2, 0 0 0 円 (月額)								
小学校 5、6 年生	2, 2 0 0 円 (月額)								
中学校	2, 5 0 0 円 (月額)								

昭和51年 1 月	第二給食センター給食開始 対象校第三小学校、第七小学校、第一中学校計 2,616 食 米飯給食を週 1 回にする												
昭和52年 9 月	小学校 8 校を第一給食センターで、中学校 3 校を第二給食センターで調理することとする。 小、中学校とも先割れスプーンを廃止しスプーン、フォークを使用 給食費改定												
給食費	<table><tr><td>小学校</td><td>1、2 年生</td><td>2, 0 5 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>3、4 年生</td><td>2, 3 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>5、6 年生</td><td>2, 5 5 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>中学校</td><td></td><td>2, 8 5 0 円 (月額)</td></tr></table>	小学校	1、2 年生	2, 0 5 0 円 (月額)	小学校	3、4 年生	2, 3 0 0 円 (月額)	小学校	5、6 年生	2, 5 5 0 円 (月額)	中学校		2, 8 5 0 円 (月額)
小学校	1、2 年生	2, 0 5 0 円 (月額)											
小学校	3、4 年生	2, 3 0 0 円 (月額)											
小学校	5、6 年生	2, 5 5 0 円 (月額)											
中学校		2, 8 5 0 円 (月額)											
昭和54年 4 月	米飯給食に割箸を使用												
昭和56年 4 月	給食費改定												
給食費	<table><tr><td>小学校</td><td>1、2 年生</td><td>2, 4 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>3、4 年生</td><td>2, 7 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>5、6 年生</td><td>3, 0 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>中学校</td><td></td><td>3, 3 0 0 円 (月額)</td></tr></table>	小学校	1、2 年生	2, 4 0 0 円 (月額)	小学校	3、4 年生	2, 7 0 0 円 (月額)	小学校	5、6 年生	3, 0 0 0 円 (月額)	中学校		3, 3 0 0 円 (月額)
小学校	1、2 年生	2, 4 0 0 円 (月額)											
小学校	3、4 年生	2, 7 0 0 円 (月額)											
小学校	5、6 年生	3, 0 0 0 円 (月額)											
中学校		3, 3 0 0 円 (月額)											
8 月	第一給食センターに食缶洗浄機購入												
昭和61年 4 月	第一給食センターに食器洗浄機購入												
昭和63年 2 月	給食センター運営審議会から教育長あてに「学校給食に供する食事器具（箸）について」の要望書が出される												
7 月	第一給食センター内外装工事												
平成 2 年 8 月	第二給食センターに食器、食缶洗浄機購入												
平成 3 年 7 月	第二給食センター内外装工事												
10 月	割箸を廃止し、木製常備箸を採用(小学校白南天、中学校岩手県産のみずめざくら)												
平成 5 年 1 月	給食センター運営審議会に給食費改定諮問												
3 月	給食センター運営審議会より給食費改定の答申												
4 月	給食費改定												
給食費	<table><tr><td>小学校</td><td>1、2 年生</td><td>3, 0 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>3、4 年生</td><td>3, 3 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>5、6 年生</td><td>3, 6 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>中学校</td><td></td><td>3, 6 0 0 円 (月額)</td></tr></table>	小学校	1、2 年生	3, 0 0 0 円 (月額)	小学校	3、4 年生	3, 3 0 0 円 (月額)	小学校	5、6 年生	3, 6 0 0 円 (月額)	中学校		3, 6 0 0 円 (月額)
小学校	1、2 年生	3, 0 0 0 円 (月額)											
小学校	3、4 年生	3, 3 0 0 円 (月額)											
小学校	5、6 年生	3, 6 0 0 円 (月額)											
中学校		3, 6 0 0 円 (月額)											
9 月	中学校給食の一部に、強化磁器食器を導入し試行												
平成 7 年 9 月	木製常備箸を小学校、中学校ともに白南天に統一												
平成 9 年 12 月	給食センター運営審議会に給食費改定諮問												
平成10年 3 月	給食センター運営審議会より給食費改定の答申												
4 月	給食費改定												
給食費	<table><tr><td>小学校</td><td>1、2 年生</td><td>3, 3 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>3、4 年生</td><td>3, 6 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>小学校</td><td>5、6 年生</td><td>3, 9 0 0 円 (月額)</td></tr><tr><td>中学校</td><td></td><td>3, 9 0 0 円 (月額)</td></tr></table>	小学校	1、2 年生	3, 3 0 0 円 (月額)	小学校	3、4 年生	3, 6 0 0 円 (月額)	小学校	5、6 年生	3, 9 0 0 円 (月額)	中学校		3, 9 0 0 円 (月額)
小学校	1、2 年生	3, 3 0 0 円 (月額)											
小学校	3、4 年生	3, 6 0 0 円 (月額)											
小学校	5、6 年生	3, 9 0 0 円 (月額)											
中学校		3, 9 0 0 円 (月額)											

- 平成13年 4月 米飯給食を小学校は週1回を週2回実施、中学校は週2回を隔週3回実施
- 平成14年 4月 学習指導要領改訂（完全学校週5日制実施）
サンプル展示（現物）を写真展示に切り替え
- 8月 第一給食センター床改修工事
第一給食センターコンベクションスチーマ購入
- 平成15年 4月 給食実施基準日数変更
小学校 年間180日を189日（1年生は165日を177日）
中学校 年間160日を178日に回数を増やす
給食費改定
- | | | |
|-----|-----------------------|------------|
| 給食費 | 小学校 1、2年生 | 3,500円（月額） |
| | 小学校 3、4年生 | 3,800円（月額） |
| | 小学校 5、6年生 | 4,100円（月額） |
| | 中学校 | 4,350円（月額） |
| | （小学校1年生は4月分のみ、1,055円） | |
- 小、中学校とも箸入替え（白南天を京華木にする）
- 9月 中学校給食に個別食器導入
- 平成16年 3月 地場野菜利用開始
- 8月 第一給食センターボイラー改修工事（重油からガスへ）
- 平成17年 1月 天然ガス配送車購入
- 4月 学校給食用牛乳、東京都（森永乳業）から東毛酪農に契約変更
200ml ビン牛乳を継続、あわせて低温殺菌牛乳を導入
給食費改定（ビン牛乳継続に伴う改定）
- | | | |
|-----|-----------------------|------------|
| 給食費 | 小学校 1、2年生 | 3,650円（月額） |
| | 小学校 3、4年生 | 3,950円（月額） |
| | 小学校 5、6年生 | 4,250円（月額） |
| | 中学校 | 4,500円（月額） |
| | （小学校1年生は4月分のみ、1,100円） | |
- 8月 天然ガス配送車購入
調理場排水処理施設等改修工事
- 9月 汁椀をポリプロピレン製からPEN樹脂製に一部買替え（小学校）
- 平成18年 6月 国立市立学校給食センター運営審議会より答申
- 8月 第一、第二給食センターボイラー室・乾燥室等アスベスト除去工事
天然ガス配送車購入（2台）
第一給食センター、第二給食センター油釜購入
汁椀をポリプロピレン製からPEN樹脂製にすべて買替え（小学校）
- 平成19年 3月 国立市立学校給食センター施設・整備性能診断調査業務委託・実施
- 4月 害虫等駆除委託（年7回→年11回に増）
- 8月 第一給食センター冷凍庫等改修工事
- 9月 学校給食施設整備検討委員会（報告）
（新たに適地を求めて、建替えの方向が示された。）

- 平成21年 1月 国立市の財政健全化方策案の中で平成25年度の基本設計から平成27年度の大規模改修が示された。
- 4月 配送業務委託開始
- 6月 国立市立学校給食センター運営審議会から意見書が出される
- 平成22年 1月 ホームページに毎日の給食写真の掲載を開始
- 9月 携帯サイトに献立情報の掲載を開始
- 平成23年 3月 東日本大震災に伴い給食を停止
小学校：3月16、17、18日、中学校：3月16、17日
- 4月 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う計画停電により簡易給食を実施（4月8、13日）
- 6月 給食食材の予定産地の公表を開始
- 7月 外部検査機関による給食食材の放射能測定を開始
- 11月 耐震診断調査の結果、第一給食センターと第二給食センターは共に国立市耐震改修促進計画で示されている構造耐震指標を上回っており、補強の必要はないと判断された。
- 平成24年 2月 給食センターに放射能測定器を設置
2月27日から毎日の午前中に飲用牛乳、小学校提供給食及び中学校提供給食の検査を開始
- 9月 米飯給食の実施拡大に伴い、11月まで政府備蓄米の無償交付を受ける。小学校10回分（1,860 kg）、中学校13回分（1,690 kg）
- 平成25年 1月 第一給食センター温水高圧洗浄機1台購入（買い替え）
ホームページに献立レシピの掲載を開始
- 2月 第二給食センターさいの目切り機1台購入（買い替え）
- 3月 第一給食センター器具消毒保管庫1台購入
- 4月 小、中学校とも週3回の米飯給食を実施
- 5月 給食センター車両購入（買い替え）
- 8月 第二給食センターボイラー取替
- 平成26年 8月 第二給食センター給湯設備取替
- 11月 第一給食センター食器洗浄機取替
- 平成27年 2月 給食センター更新計画に関する検討部会の検討開始
- 7月 第一給食センタースポットエアコン購入
- 8月 国立市立学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託・実施
- 8月 第二給食センターボイラー取替
- 平成28年 1月 第二給食センター器具消毒保管庫1台購入
- 2月 国立市立学校給食センター運営審議会から意見書が出される
- 8月 第一給食センター食缶洗浄機の購入（買い替え）
- 8月 第一給食センター給湯設備取替工事
- 11月 国立市立学校給食センター整備基本計画の策定
- 平成29年 1月 第二給食センターフードスライサーの購入（買い替え）
- 7月 第一学校給食センター油濾過機の購入（買い替え）
- 8月 小学校（二小、三小、四小、八小）の牛乳保冷庫の購入（買い替え）
- 9月 第一学校給食センター地下動力制御盤取替修繕
- 10月 中学校（三中）の牛乳保冷庫の購入（買い替え）

- 平成30年 5月 小学校（一小・五小・六小・七小）の牛乳保冷庫の購入（買い替え）
 5月 中学校（一中・二中）の牛乳保冷庫の購入（買い替え）
 6月 第一給食センター食器保管庫専用幹線配線修繕
 8月 第二給食センター洗浄室天井修繕
 9月 第一給食センター蒸気回転釜8台修繕
 令和元年 6月 第一給食センター各ランチ皿購入
 7月 給食センター運営審議会に給食費改定諮問
 8月 天然ガス自動車のガス容器交換修繕
 新学校給食センター整備事業方針(案)市民説明会
 11月 中華人民共和国 首都保健栄養美食学会から視察
 給食センター運営審議会より給食費改定の答申
 令和2年 2月 新学校給食センター新入生保護者説明会
 3月 新型コロナウイルス蔓延防止のための学校休業により（2日～）給食停止
 4月 給食費改定

給食費	小学校 1、2年生	3,650円（月額）
	小学校 3、4年生	3,950円（月額）
	小学校 5、6年生	4,250円（月額）
	中学校	4,500円（月額）
	（小学校1年生は4月分のみ、1,100円）	

 6月 学校給食再開（4日）再開当初の2週間は簡易給食を実施
 7月 国立市立学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者評価委員会（第1回）開催（～令和3年4月・全4回）
 国立市立学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者選定庁内検討委員会（第1回）開催（～令和3年4月・全5回）
 9月 第二給食センター蒸気回転釜購入（買い替え）
 10月 第一給食センター消毒保管機購入（買い替え）

20. 条例、規則等資料

国立市立学校給食センター設置条例（昭和43年4月1日国立市条例第7号）

改正 昭和50年10月1日条例第27号 昭和56年5月1日条例第20号

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、本市に次の学校給食センターを設置する。

名称	位置
国立市立学校第一給食センター	国立市富士見台2丁目47番地の3
国立市立学校第二給食センター	国立市富士見台2丁目47番地の4

（管理、運営）

第2条 国立市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）は、国立市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理運営する。

（職員）

第3条 給食センターに所長その他必要な職員をおく。

（事業）

第4条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に掲げる目的を達するために、国立市立小学校および中学校の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事業を行なう。

（運営審議会）

第5条 給食センターに運営審議会をおく。

2 運営審議会は、学校給食に関する管理運営事項を審議し決定したことを委員会に答申する。

3 運営審議会委員は、委員会が委嘱する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（省略）

国立市立学校給食センター設置条例施行規則（昭和43年7月12日国立市教委規則第2号）

改正 昭和43年8月1日教委規則第6号 昭和50年12月20日教委規則第6号

昭和53年7月13日教委規則第6号 昭和62年6月24日教委規則第6号

平成25年3月22日教委規則第4号

（目的）

第1条 この規則は、国立市立学校給食センター設置条例（昭和43年4月国立市条例第7号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

（職員）

第2条 条例第3条に規定する国立市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の職員は、次のとおりとする。

（1） 所長

（2） 所長補佐又は主査および主事

- ア 一般事務
- イ 栄養士
- ウ 調理員

(任務)

第3条 所長は、教育長の命を受け、第一給食センターおよび第二給食センターの業務を掌理し、所属職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。

2 所長補佐又は主査は、所長の命を受け、所管分掌事務を掌理し、職員を指導、監督する。

3 他の職員は、上司の命を受け、給食センターの業務に従事する。

(事務分掌)

第4条 第一給食センターおよび第二給食センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食計画に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) 学校給食物資に関すること。
- (4) 栄養指導およびその調査研究に関すること。
- (5) 献立、調理、配送に関すること。
- (6) 衛生、施設、労務管理に関すること。
- (7) 学校給食の運営に伴う各種会議に関すること。
- (8) 所内の庶務に関すること。

(所長の専決事項)

第5条 所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 給食センターの通常の運営管理に関すること。
- (2) 給食用物資の購入および代金の支払いに関すること。
- (3) 給食費の徴集および経理に関すること。

(準用規定)

第6条 給食センターにおける事務の処理、職員の服務等については、特別の定めがあるもののほか、国立市教育委員会の規則および規程を準用する。

(業務報告)

第7条 所長は、各月の業務の概況をその翌月の10日までに教育長に報告し、その承認を得なければならない。

(運営審議会との関係)

第8条 所長は、運営審議会会長の要請があつた場合は必要な資料を作成し、提出するものとする。

2 所長は、審議会の監査員の求めに応じて給食費に関する経理内容の監査を受けるものとする。

(専門委員会)

第9条 条例第4条の事業を適性かつ円滑に遂行するため、次の専門委員会を設ける。

- (1) 学校給食用物資納入登録業者選定委員会
- (2) 〃 献立作成委員会
- (3) 給食主任会

2 専門委員会に関することは、別に規程で定める。

附 則 (省略)

国立市立学校給食センターの給食費に関する規則

(昭和 43 年 8 月 31 日国立市教委規則第 10 号)

改正 昭和 45 年 6 月 23 日教委規則第 4 号 昭和 47 年 10 月 18 日教委規則第 2 号
昭和 48 年 11 月 27 日教委規則第 5 号 昭和 50 年 7 月 15 日教委規則第 4 号
昭和 52 年 7 月 11 日教委規則第 5 号 昭和 56 年 2 月 13 日教委規則第 1 号
平成元年 3 月 1 日教委規則第 1 号 平成 5 年 3 月 24 日教委規則第 2 号
平成 10 年 3 月 30 日教委規則第 2 号 平成 14 年 3 月 22 日教委規則第 2 号
平成 15 年 2 月 26 日教委規則第 3 号 平成 17 年 1 月 26 日教委規則第 2 号
令和 2 年 3 月 30 日教委規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の給食費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給食の実施日)

第 2 条 給食センターの行なう給食は、週 5 日制とする。

(給食費の額)

第 3 条 給食費の額は、次のとおりとし、年間 11 カ月分を納入するものとする。ただし、小学 1 年生については、4 月分のみ 1,300 円とする。

- (1) 小学 1・2 年生 月額 4,000 円
- (2) 小学 3・4 年生 月額 4,350 円
- (3) 小学 5・6 年生 月額 4,700 円
- (4) 中学生 月額 4,900 円
- (5) 小学校教職員 月額 4,700 円
- (6) 中学校教職員 月額 4,900 円
- (7) 第一給食センター職員 月額 4,700 円
- (8) 第二給食センター職員 月額 4,900 円

2 小学校教職員および第一給食センター職員については、年間の給食基準日数が 194 日を超えるときは、その超える日 1 日につき 266 円、中学校教職員および第二給食センター職員については、年間の給食基準日数が 181 日を超えるときは、その超える日 1 日につき 298 円を別に納付するものとする。

3 会計年度任用職員は、給食センター職員に準ずる。

(給食費の納入)

第 4 条 給食費は、その納入についてあらかじめ保護者が教育委員会と指定金融機関に預金口座振替の申し出をおこない、教育委員会が当月分を毎月 22 日までに、指定金融機関へ請求することにより納入する。

2 第 1 項によらない場合は、あらかじめ教育委員会が定めた納入書により当月分を毎月 20 日（3 月分は 3 月 5 日）までに指定金融機関を通じて納入する。

(給食の基準日数および基準額)

第 5 条 給食の年間基準日数は、小学 1 年生については 182 日、小学 2 年生から 6 年生（小学校勤務者、第一給食センター勤務者を含む。）については 194 日、中学生（中学校勤務者、第二給食センター勤務者を含む。）は 181 日とする。

2 給食費の 1 日の基準額は、第 3 条第 1 項各号の額に小学 1 年生については 10 を乗じ第 3 条ただし書の金額を加え、小学 2 年生から 6 年生まで、中学生、教職員および市職員については 11 を乗じ、それぞれの基準日数で除して得た額とし、端数は円未満で四捨五入する。

(給食費の日割計算)

第 6 条 給食費は、次の各号に該当するものについては日割で計算することができる。

- (1) 児童、生徒の転出、転入、死亡の場合
- (2) 病気または事故その他の事由で保護者の届け出により給食を受けない日が引き続き5日を超えた場合

(給食費の返還)

第7条 保護者は、前条に定める理由により返還金が生じた場合および過誤納入があつた場合は、学校長を通じて給食費の返還を請求することができる。ただし、請求できる期間は、翌年度の5月末日までとする。

2 牛乳によって起こるとみなされるアレルギー等の疾病を有する児童及び生徒の保護者は、その児童及び生徒が給食として実施される飲むために用いる牛乳（以下「飲用牛乳」という。）を当該疾病の理由により飲まないときは、あらかじめ学校長を通じて、その旨を教育委員会に申請し、承認を得た場合は、別に定める飲用牛乳の単価に給食として飲用牛乳を実施した日数を乗じて得た額について、返還を請求することができる。ただし、請求できる期間は、翌年度の5月末日までとする。

3 教育委員会は、学校行事等により給食費に残額が生じたときは、年間1食単価に給食未実施日数を乗じて得た額で、翌年度の5月末日までに精算し、返還することができる。

(委任)

第8条 本規則に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

附 則（省略）

国立市立学校給食センター運営審議会規則（昭和43年7月12日国立市教委規則第3号）

改正 昭和45年6月23日教委規則第3号 昭和50年5月10日教委規則第3号
平成20年5月27日教委規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、国立市立学校給食センター設置条例（昭和43年4月国立市条例第7号）第5条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 国立市立学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者を委嘱する。

- (1) 市立学校長代表 1名
- (2) 市立学校給食主任代表 1名
- (3) 市立学校食育リーダー代表 1名
- (4) 市立学校保護者代表 各校1名
- (5) 市立学校医代表 1名
- (6) 市立学校薬剤師代表 1名
- (7) 学識経験者 若干名

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 監査員 2名

2 役員は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

5 監査員は、給食費の経理について定期および臨時に監査を行ない、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のとき会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、給食センターにおいて処理する。

附 則 (省略)

学校給食献立作成委員会規程 (昭和 43 年 7 月 12 日国立市教委規程第 2 号)

改正 昭和 45 年 6 月 23 日教委規程第 2 号 昭和 50 年 5 月 10 日教委規程第 3 号
平成 20 年 5 月 27 日教委訓令第 7 号

(目的)

第1条 この規程は、国立市立学校給食センター設置条例施行規則（昭和 43 年 7 月国立市教育委員会規則第 2 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき学校給食献立作成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、学校給食をより充実したものにするため、調査、研究を行ない、学校給食の献立に役立てる。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。

(1) 市立学校長 1名

(2) 市立学校給食主任 各校 1名

(3) 市立学校保護者 各校 1名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は原則として、毎月 1 回 給食実施月の前月所長が招集する。

(委任)

第6条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則 (省略)

学校給食用物資納入登録業者選定委員会規程

(昭和 43 年 7 月 12 日国立市教委規程第 1 号)

改正 昭和 48 年 4 月 1 日教委規程第 1 号 平成 20 年 5 月 27 日教委訓令第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立市立学校給食センター設置条例施行規則（昭和 43 年 7 月国立市教育委員会規則第 2 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき学校給食用物資納入登録業者選定委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の職務)

第 2 条 委員会は、学校給食用物資納入登録業者の審査、選定を行ない、かつ、物資および購入方法等の調査、研究を行なう。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。

- (1) 市立学校長 1 名
- (2) 市立学校給食主任 2 名
- (3) 市立学校保護者 各校 1 名

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 会議は、毎学期 1 回以上所長が招集する。

(委任)

第 6 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則（省略）

給食主任会規程（昭和 43 年 7 月 12 日国立市教委規程第 3 号）

(目的)

第 1 条 この規程は、国立市立学校給食センター設置条例施行規則（昭和 43 年 7 月国立市教育委員会規則第 2 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、給食主任会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 給食主任会は、学校給食の目的を達するため、教育委員会と各学校との連絡協議および調査、研究を行なう。

(構成および会議)

第 3 条 給食主任会は、市立学校の給食主任をもつて充て会議は教育長が招集する。

(委任)

第 4 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則（省略）

国立市立学校給食センター衛生委員会等事務取扱要綱

(平成25年 3 月22日教委訓令第10号)

改正 平成26年 6 月23日教委訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、国立市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）における職員の安全と健康を確保するため、国立市立学校給食センター衛生委員会の設置に係る事務その他の事務について必要な事項を定めるものとする。

(安全管理者の設置及び職務)

第 2 条 職員の安全管理を行わせるため、給食センターに安全管理者を置く。

- 2 安全管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第 5 条に規定する資格を有する職員のうちから教育委員会が任命する。
- 3 安全管理者の職務は、次に掲げるところによる。
 - (1) 職場環境の安全上の調査及び改善に関すること。
 - (2) 作業条件、施設等の安全上の改善に関すること。
 - (3) 作業等の安全についての教育に関すること。
- 4 安全管理者は、必要に応じ作業場等の巡視を行い、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者の設置及び職務)

第 3 条 職員の衛生管理を行わせるため、給食センターに衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、省令第10条に規定する資格を有する職員又は省令第62条に規定する衛生管理者の免許を受けた職員のうちから教育委員会が任命する。
- 3 衛生管理者の職務は、次に掲げるところによる。
 - (1) 健康に異常がある職員の発見及びその措置に関すること。
 - (2) 職場環境の衛生上の調査及び改善に関すること。
 - (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
- 4 衛生管理者は、少なくとも週 1 回作業場等の巡視を行い、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(産業医の設置及び職務)

第 4 条 職員の健康管理等を行わせるため、給食センターに産業医を置く。

2 産業医の職務は、次に掲げるところによる。

(1) 職員の健康管理に関すること。

(2) 衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。

(3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。

3 産業医は、前項に規定する業務を行うため、教育委員会に対して勧告し、又は安全管理者及び衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等の巡視を行い、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生委員会の設置及び職務)

第5条 職員の安全と健康に関する事項を調査・審議させるため、国立市立学校給食センター衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の職務は、次に掲げるところによる。

(1) 安全衛生に関する基本計画の策定に関すること。

(2) 労働災害の調査及び再発の防止に関すること。

(3) 新規に採用した機械等及び原材料に関する健康障害の防止に関すること。

(4) 職員の安全衛生教育及び健康相談に関すること。

(5) 職員の健康診断及び健康障害の防止に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生に関すること。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 統括管理者（法第18条第2項第1号に規定する当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者又はこれに準ずる者をいう。） 1人

(2) 安全管理者 1人

(3) 衛生管理者 1人

(4) 産業医 1人

(5) 労働安全又は衛生に関連する職にある職員 2人

(6) 職員団体又は職員の過半数を代表する者が推薦する職員 4人

2 前項第5号及び第6号に掲げる委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とす

る。ただし、再任を妨げない。

(委員会の委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる者のうちから任命された委員をもって充て、副委員長は、同項第6号に掲げる者のうちから任命された委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、月1回以上開催するものとする。

(委員会の意見聴取等)

- 第9条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 2 委員長は、委員会において調査・審議した結果を教育委員会に報告するとともに、必要に応じて委員会の意見を述べるができる。

(合同委員会)

第10条 委員会は、必要に応じて国立市労働安全衛生委員会と合同で会議を開催することができる。

(秘密を守る義務)

第11条 法及びこの要綱に基づき安全衛生に関する事務に従事した者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会等の庶務)

第12条 委員会の議事のうち重要なものについては記録を作成し、これを3年間保存する。

- 2 委員会の庶務は、給食センターにおいて処理する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年6月23日教委訓令第4号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

学校給食法

発令 : 昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号

最終改正 : 平成 28 年 4 月 1 日施行

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項（第六条—第九条）
- 第三章 学校給食を活用した食に関する指導（第十条）
- 第四章 雑則（第十一条—第十四条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに堪がみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設けることができる。

(学校給食栄養管理者)

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。）は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

(国の補助)

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

(補助金の返還等)

第十三条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

- 一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなるとき。
- 三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。
- 四 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 五 虚偽の方法によって補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(政令への委任)

第十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

食育基本法

発令　　：平成 17 年 6 月 17 日号外法律第 63 号

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日号外法律第 66 号

改正内容：平成 27 年 9 月 11 日号外法律第 66 号[平成 28 年 4 月 1 日]

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）

に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会

議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらの

ボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年七月政令二三五号により、平成一七・七・一五から施行〕

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

国立市立学校給食センター

第一給食センター

〒186-0003 東京都国立市富士見台2丁目47番地の3

電話：(042) 572-4177 (代表)

FAX：(042) 572-4178

第二給食センター

〒186-0003 東京都国立市富士見台2丁目47番地の4

電話：(042) 575-7855

FAX：(042) 580-3115

HP (国立市) : <http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

E-mail : sec_kyushokucenter@city.kunitachi.lg.jp